公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

　令和４年６月１６日

炭鉄港推進協議会　会長　荻原　貢

１　公募型プロポーザル方式に付す事項

（１）業務名

「令和４年度　炭鉄港めし活用事業」委託業務

（２）業務の目的

炭鉄港地域の伝統的な食文化「炭鉄港めし」と、炭鉄港を直接想起させるような新たな炭鉄港めしの、炭鉄港地域における定着、地域内外での炭鉄港めしの認知向上及び炭鉄港地域への周遊促進を図る。

（３）業務の概要

既存の炭鉄港めし及び炭鉄港を直接想起させるような新たな炭鉄港めしのレシピアイディアを募集、審査し、炭鉄港地域の飲食店等で継続的に販売できるメニュー開発を行う。

炭鉄港地域の周遊を目的として、炭鉄港めしを食べることのできる各地の店舗や、構成文化財等をチェックポイントとした炭鉄港めしスタンプラリーを行う。

炭鉄港めしの炭鉄港地域での定着、周知を目的として、各地域のお祭りやイベントに炭鉄港めしブースを展開する。

令和２年度事業で作成した炭鉄港めしパンフレットに掲載できなかった、炭鉄港の歴史と関わりのある店舗や、炭鉄港のイメージ商品を既に販売している店舗、開発メニューを販売している店舗の周知を主目的として、炭鉄港めしパンフレットの第２弾を作成する。

（４）契約期間

委託契約締結の日から令和５年２月28日（火）まで

２　公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

（１）単体の事業者（法人・団体及び個人）が参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に掲げる者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者が含まれない。）でないこと。
2. 地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
3. 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月11日付け局総第461号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
4. 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
5. 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

1. 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

1. コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

３　手続き等

（１）担当部局

〒068-8558　岩見沢市８条西５丁目

炭鉄港推進協議会事務局（北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課内）

担当：毛利

電話番号　　0126-20-0034（直通）

ＦＡＸ番号　0126-25-8144

（２）参加資格の審査

ア　公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、（ア）から（エ）までに定めるところにより参加表明書を提出し、２に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

（ア）申請期限　令和４年（2022年）６月30日（木）17時（必着）

（イ）申請方法　所定様式「参加表明書」及びその添付書類を持参または郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の９時から17時まで。）

（ウ）申請場所　上記（１）担当部局に同じ

（エ）提出部数　１部

　イ　次の方法により様式の交付

（ア）上記（１）にて直接交付（平日の９時～17時）

（イ）北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード

http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm

　ウ　審査を行ったときは、審査結果を通知する。

（３）企画提案書の提出期限、提出方法及び提出場所

　　ア　上記（２）の参加資格を有すると認めた者は、企画提案書を提出することができる。

（ア）提出期限　令和４年（2022年）７月７日（木）17時まで（必着）

（イ）提出方法　所定様式「企画提案書」及びその添付書類を持参または郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る）により提出（持参の場合は平日の９時～17時）

（ウ）提出場所　上記（１）担当部局に同じ

　　イ　様式の交付

（ア）上記（１）にて直接交付（平日の９時～17時）

（イ）北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード

（上記（２）-イ-（イ）と同じ）

４　提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

５　最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

６　契約手続

 特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途経費取扱要領の規定により契約手続を行う。

７　その他留意事項

1. 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
2. 審査結果及び特定者名は公表する。
3. 詳細は「企画提案指示書」による。
4. 関連情報に係る照会窓口３－（１）に同じ